

天武・持統天皇の吉野行幸と宮滝遺跡

西 本 昌 弘

はじめに

齊明天皇が造営した吉野宮は、その子の大海人皇子と孫の鸕野皇女にとつて忘れられない聖地となった。吉野宮へ退去し、吉野宮で挙兵した大海人とその妃の鸕野は、近江朝廷を倒して天武政權を樹立した。天武は即位後に一度だけ吉野宮へ行幸し、鸕野皇女と草壁皇子ら六皇子に誓約を行わせている。天武と草壁の死後、鸕野皇女は称制・即位して持統天皇となるが、持統は讓位するまでの十一年間に三回も吉野宮へ行幸した。

天武の吉野盟約の意味、および持統の吉野行幸の意味については、日本史学・国文学の双方でさまざまな議論が行われており、いくつかの共通認識も形作られているが、残された課題も少なくない。本稿では、これまでの研究史を

追いながら、この二つの論点について考え直してみたい。あわせて、最近大きく進展した宮滝遺跡の発掘成果について、吉野宮との関わりを中心に紹介することにした。

一 齊明・天武天皇と吉野宮

齊明天皇は飛鳥を中心に多くの造営事業を行ったことで知られる。『日本書紀』齊明二年（六五六）是歲条によると、飛鳥岡本に宮地を定めて天皇が遷居し、後飛鳥岡本宮と名づけた。また、田身嶺に垣を周らせ、嶺上に阿槻宮（天宮）を起工した。さらに、香山から石上山まで狂心の渠を穿ち、宮の東山に石を累ねて垣を作った。そして最後に吉野宮を作ったことが記されている。このうち宮の東山の石垣は近年の発掘調査で確認された。すなわち、酒粕石遺跡の丘陵の中腹に石英閃緑岩を基礎石とし、砂岩切石

を積み上げた石垣が巡ることが確認されたのである^①。酒船石遺跡北部の導水施設が天武・持統朝に修造され、平安時代前期まで機能したように、巨費を投じて造営されたこれらの施設は、斉明朝以降も長く使用されたことと思われる。

斉明五年三月一日、斉明は吉野に幸して肆宴を開いた。

四年五月に最愛の孫建王を八歳で失った斉明は、十月から紀の温湯に行幸して、その傷心を癒やした。五年正月に飛鳥に帰還した斉明は、三月一日に吉野宮に出かけ、休む間もなく、三月三日には近江の平浦に行幸している。平浦は舒明・斉明夫妻がかつて遊覧した思い出の地であった。^② 斉明四年から五年にかけて斉明が紀の温湯や吉野宮・平浦を訪れたのは、深い悲しみを慰めるとともに、思い出の地を巡るためであったと思われる。記録に残る斉明の吉野宮行幸はこの一回だけであるが、皇子の中大兄皇子や大海人皇子がその家族とともに吉野宮を訪れたことは想定してもよいことであろう。

時は移って、天智十年（六七二）十月、重病の天智天皇から後事を託された大海人皇子はこれを断り、出家修道せんとして吉野に退去した。大海人は近江大津宮から飛鳥の嶋宮を経て、十月二十日に吉野宮に入った。これは斉明天皇が造営した吉野宮であつたろう。その後、挙兵の決意を固めた大海人皇子は、天武元年（六七二）六月二十四日、

東国に向けて出立した。こうして壬申の乱が起り、大海人方の軍勢は天智の子大友皇子方の軍勢を撃破して、大津宮を陥落させた。九月十二日、大海人は倭京に凱旋して嶋宮に入り、十五日に後飛鳥岡本宮に移った。こうして翌年二月二十七日、後岡本宮の南に造営された飛鳥浄御原宮で即位して、天武天皇となったのである。

天武にとって吉野宮は隠棲と挙兵に関わる思い出深い地であつたが、吉野宮への行幸は一回記録されているだけである。天武八年五月五日、天武は吉野宮に幸し、翌六日に吉野盟約が行われた。天武が嶋野皇女および草壁・大津・高市・河嶋・忍壁・芝基の六皇子に対して、「朕、今日、汝等と俱に庭に盟ひて、千歳の後に事無からしめむと欲す」と問いかけたところ、六皇子はともにこれを承諾し、草壁皇子が先ず進み出て「俱に天皇の勅に随ひて、相扶けて忤ふること無けむ」と誓約した。残る五皇子も次々に誓約したところ、天武は「朕が男等、各異腹にして生まれたり。然れども今一母同産の如く慈まむ」と述べ、襟を開いて六皇子を抱き寄せた。一行は翌七日に飛鳥に帰還し、十日に六皇子はともに天武を大殿の前に拝した。

吉野盟約の意味については、嶋野皇女の立后儀式であるとか、嶋野をポスト天武に指名するものであるなど、嶋野皇女の地位に力点を置いた説もあるが、定説を占めるのは、

鷗野皇女所生の草壁皇子を皇位継承者と定め、諸皇子間の紛争を回避するための誓約であつたとするものである。^④私も定説に与するものであるが、そのなかでも注目したいのは瀧浪貞子氏の説である。瀧浪氏はいったん皇位継承を辞退しながら、大友皇子を倒して即位した天武は「篡奪者」であつたから、天智の皇子たち参列のもと盟約を行うことで、自身の正統性を表明するとともに、嫡子草壁皇子を皇位継承者として位置づける必要があつたと説く。^⑤吉野盟約に天武と河嶋皇子ら天智系皇族との宥和という意味があつたことは、水谷千秋氏も指摘している。^⑥「篡奪者」である天武にとって、天智の皇子である河嶋・芝基両皇子に天武―草壁と続く政権の正統性を承認させることは、重要な意味をもつていたといえる。

吉野盟約に参加した六皇子の系統と年齢をまとめると、次のようになる。^⑦

〔天武系〕草壁（十八歳）、大津（十七歳）、高市（二十歳）、忍壁（十七歳以下）

〔天智系〕河嶋（二十三歳）、芝基（十七歳以下）

このうち草壁・大津の二皇子は母が天智皇女であつたため、皇位継承者としての資格は抜きん出ていたが、年齢からみると、高市・河嶋の二皇子にも可能性がない訳ではなかつた。とりわけ天智皇子の河嶋には、かつて近江朝廷に

仕えた人々からの期待が大きかつたであろう。天武としては、そうしたさまざまな思惑を抑えた上で、吉野宮という壬申の乱挙兵の聖地で、新政権への忠誠を誓約させる必要があつたのである。以上のことをも含めて吉野盟約の意味をまとめると、天智系・天武系の争いを越えて、天武のもとで政権運営に協力することを求め、草壁を皇位継承者とすることに五皇子（とくに河嶋・芝基の二皇子）が従うことを誓わせたものであり、「篡奪王権」である天武政権（天武―草壁）の正統性を承認させたものといえるであろう。

その意味では、吉野盟約の行われた前日が五月五日の節日であつたことも見逃せない。この節日には吉野宮で節宴が催されたことであろう。天武が吉野宮で詠んだ「よき人の」ではじまる万葉歌（巻一、二七番）は、「紀曰、八年己卯五月庚辰朔甲申、幸_二吉野宮_一」という左注をもつが、通説的には甲申（五日）ではなく、吉野盟約後の乙酉（六日）の歌と考えられてきた。しかし廣岡義隆氏は、後述するように、天武と五節舞の起源が五月五日に結びつけて伝えられていることから、二七番歌は五月五日の詠とみるべきであると論じた。^⑧節日に節宴が催されるのは自然なことなので、廣岡説には説得力がある。

『続日本紀』天平十五年（七四三）五月五日条によると、

この日、聖武天皇は群臣を恭仁宮の内裏に宴したが、この時に皇太子（阿倍内親王）が親ら五節を舞ったという。聖武は元正太上天皇に対して、「かつて天武天皇が天下を平定した際に、礼と楽によって上下を齊え和げんとして、この舞をはじめて作ったので、皇太子に学ばせて披露した」と言上すると、元正上皇もこの舞は天下の人に「君臣祖子の理」を教えるためのものであると応答した。このように五節舞は天武が天下平定時に制定したもので、礼と楽によって君臣祖子の理を教え、上下を調和させんとするものと伝えられていた。これを聖武が五月五日の節宴で披露させていることは、天武が吉野宮でやはり五月五日の節宴を催し、歌舞などを披露させたことを示唆するであろう。

『年中行事秘抄』十一月五節舞姫参入并帳台試事などが引く「本朝月令」逸文には、天武天皇と五節舞に関する説話が伝えられている。五節舞は天武が制定したもので、吉野宮で日暮れに琴を弾くと、前の峰の下から神女が現れ、曲に応じて舞った。袖を五変挙げるので五節と名づけた。その歌詞は「少女ども少女さびすと唐玉を袂にまきて少女さびすも」というものである。『本朝月令』の成立は十世紀前半なので、この五節舞起源説話には後世の脚色を加えられている。本居宣長は、『本朝月令』の説話は『古事記』雄略段にみえる吉野の嬢子の舞の話や『万葉集』巻五、八

○四番の山上憶良歌を取り入れて作り上げられたとするが、『琴歌譜』短埴安振にもほぼ同じ歌詞が伝えられているので、広く知られていた歌が憶良歌や諸伝承に取り込まれたとみるのが自然であろう¹⁰。

このように、天武が吉野宮で五節舞を創始したという説話は、平安時代までに後世的な脚色を付加して作成されたものである。ただし前述したように、天平十五年には五月五日の節宴と結びつけて、天武が五節舞を創始したと伝えられていたこともたしかである。天武八年から六四年の歳月が経過しているが、少なくとも天武が天下平定後に礼と楽によって君臣祖子の理を教え、上下を調和せんとしたというのは、同時代の実態に近いものといえるであろう。それは吉野盟約の論理と軌を一にしているからである。

天武が吉野宮に行幸したのは記録上は一回だけであるが、それはきわめて重要な意味をもつものであった。行幸に出発した当日の五月五日、天武は五日節宴を催して、五節舞の原型となる舞を舞わせて、天下平定後の君臣祖子のあり方を教え、争乱後の秩序回復にかける意気込みを示した。翌日の六日には鷺野皇女・六皇子とともに吉野盟約を行い、天智系・天武系の争いを越えて、天武のもとで政權運営に協力することを求め、草壁の皇位継承権を認めることを誓わせた。「篡奪王權」である天武政權の正統性を公的に宣

布するための吉野行幸であつたといえる。

二 持統天皇の吉野行幸

朱鳥元年（六八六）九月九日に天武天皇が没すると、皇后の鸕野皇女はただちに南庭に殯宮を起工した。その後、持統二年（六八八）十一月まで殯宮儀礼を継続し、同月十一日に天武を檜隈大内陵に埋葬した。翌年正月十八日に吉野宮に行幸したが、四月十三日に草壁皇子が二八歳の若さで死去した。皇位継承が予定された草壁の死は、持統とその政權に大きな衝撃を与えたことであろう。六月二十九日には淨御原令二二巻が諸司に班賜されるなど、律令体制の整備に向けて諸政策が実施されるなか、八月四日に持統は吉野宮へ行幸した。翌年正月元日、鸕野は即位して持統天皇となった。持統は称制・在位の一年間を通して、吉野宮に計三一回行幸しており、文武天皇に譲位してからも少なくとも一回吉野離宮に出かけている。

持統がたびたび赴いた吉野宮は、斉明天皇が造営した吉野宮であり、そこはまた天武とともに退去し、挙兵し、盟約を行った吉野宮でもあっただろう。改修・拡張の可能性はあるが、少なくとも四五五年間は同一の場所に吉野宮が維持されていたものとみてよい。『日本書紀』は持統の吉野行幸を丹念に記録しており、その多くは還幸記事まで掲げ

ている。その持統による吉野行幸および還幸の記事を表1にまとめた。これをみると、持統の吉野行幸は持統四年から同十年までは年に三回から五回も実施されており、おもね春から冬までのどの季節にも出かけている。長いときは二〇日間も滞在し、平均滞在日数は八日であつた。

表1に示したように、持統の吉野行幸中には重要な日がいくつか含まれていた。第一に、4・16の五月五日、8の正月十六日、10・17の七月七日などの節日である。養老雜令ではこれらはいずれも節日とされており、雑令の規定は大宝令、さらには淨御原令にまで遡るとされている。^⑪ 前述した天武の吉野行幸も五月五日の出発であつた。天武・持統朝には令制に近い節日が整備されていたと思われる。節日を含む日程で吉野行幸が行われたのは、吉野の風物や食物を楽しむつ、開放的な雰囲気や饗宴を催すためであつたろう。第二に、11・14の十月二十日は吉野退去の日、19の十一月十一日は天武埋葬の日、21と31の四月十三日は草壁の薨日、22の九月九日は天武の崩日、25・30の六月二十四日は吉野挙兵の日であつた。これらは持統にとって忘れられない日であり、夫の天武と過ごした吉野宮時代を回想する目的があつたことを示すとされる。^⑫ 総じて持統七年までは節日を含む日程、持統八年以降は天武や草壁の事跡と関わる日程を、ときおり行幸中に配するように意識してい

表1 持統天皇の吉野宮行幸・還幸一覧表

番号	年	月	日	行幸	記事	行幸中(前後)の重要日	月	日	還幸	記事	滞在日数
1	持統三年	六八九	春正月辛未(十八日)	天皇、吉野宮に幸す			正月甲戌(二十一日)		天皇、吉野宮より至る		四日
2			秋八月甲申(四日)	天皇、吉野宮に幸す							
3			春二月甲子(十七日)	天皇、吉野宮に幸す							
4			夏五月戊寅(三日)	天皇、吉野宮に幸す		五月五日					
5	持統四年	六九〇	秋八月戊申(四日)	天皇、吉野宮に幸す							
6			冬十月戊申(五日)	天皇、吉野宮に幸す							
7			冬十二月甲寅(十二日)	天皇、吉野宮に幸す							
8			春正月戊子(十六日)	天皇、吉野宮に幸す	正月十六日		十二月丙辰(十四日)		天皇、吉野宮より至る		三日
9	持統五年	六九一	夏四月丙辰(十六日)	天皇、吉野宮に幸す			正月乙未(二十三日)		天皇、吉野宮より至る		八日
10			秋七月壬申(三日)	天皇、吉野宮に幸す	七月七日、公卿に宴、朝服を賜う		四月壬戌(二十二日)		天皇、吉野宮より至る		七日
11			冬十月庚戌(十三日)	天皇、吉野宮に幸す	十月二十日吉野遷居		七月辛巳(二十一日)		天皇、吉野より至る		一〇日
12			夏五月丙子(十二日)	吉野宮に幸す			十月己巳(二十日)		天皇、吉野より至る		八日
13	持統六年	六九二	秋七月壬寅(九日)	吉野宮に幸す			五月庚辰(十六日)		車駕、宮に還る		五日
14			冬十月癸酉(十二日)	吉野宮に幸す	十月二十日吉野遷居		七月辛酉(二十八日)		車駕、宮に還る		二〇日
15			春三月乙未(六日)	吉野宮に幸す			十月庚辰(十九日)		車駕、宮に還る		八日
16			夏五月己丑朔(一日)	吉野宮に幸す	五月五日		三月壬寅(十三日)		天皇、吉野宮より至る		八日
17	持統七年	六九三	秋七月甲午(七日)	吉野宮に幸す	七月七日		五月乙未(七日)		天皇、吉野宮より至る		七日
18			秋八月甲戌(十七日)	吉野宮に幸す			七月癸卯(十六日)		天皇、吉野より至る		一〇日
19			冬十一月庚寅(五日)	吉野宮に幸す	十一月五日天武埋葬		八月戊寅(二十一日)		車駕、宮に還る		五日
20	持統八年	六九四	春正月戊申(二十四日)	吉野宮に幸す			十一月乙未(十日)		車駕、宮に還る		六日
21			夏四月庚申(七日)	吉野宮に幸す	四月十三日草壁薨日		四月丁亥(十四日)		天皇、吉野宮より至る		八日
22			秋九月乙酉(四日)	吉野宮に幸す	九月九日天武崩日						
23			春閏二月丙戌(八日)	吉野宮に幸す			閏二月癸巳(十五日)		車駕、宮に還る		八日
24			春三月己未(十二日)	吉野宮に幸す			三月壬戌(十五日)		天皇、吉野より至る		四日
25	持統九年	六九五	夏六月甲午(十八日)	吉野宮に幸す	六月二十四日吉野拳兵		六月壬寅(十六日)		吉野より至る		九日
26			秋八月己亥(二十四日)	吉野に幸す			八月乙巳(三十日)		吉野より至る		七日
27			冬十二月戊寅(五日)	吉野宮に幸す			十二月丙戌(十三日)		吉野より至る		九日
28			春二月乙亥(二日)	吉野宮に幸す			二月乙酉(十三日)		吉野より至る		一日
29	持統十年	六九六	夏四月己亥(二十八日)	吉野宮に幸す			五月乙巳(四日)		吉野より至る		七日
30			夏六月戊子(十八日)	吉野宮に幸す	六月二十四日吉野拳兵		六月丙申(二十六日)		吉野より至る		九日
31	持統十一年	六九七	夏四月壬申(七日)	吉野宮に幸す	(五月五日) 四月十三日草壁薨日		四月己卯(十四日)		吉野より至る		八日
①	大宝元年	七〇一	春二月癸亥(二十日)	吉野離宮に行幸す			二月庚午(二十七日)		車駕、吉野宮より至る		八日
②			夏六月庚午(二十九日)	太上天皇、吉野離宮に幸す	七月七日		七月辛巳(十日)		車駕、吉野離宮より至る		一二日
③	大宝二年	七〇二	夏七月丙子(十一日)	天皇、吉野離宮に幸す							

るようにみえる。

前半の節日を含む吉野行幸と関わって注目されるのは、吉野国栖の御贄献上である。応神紀十九年十月条には、応神天皇が吉野宮に幸した際に、国樛人が醴酒を献上して歌を詠み、口を打ち仰ぎて咲つた。これ以後しばしば参上して土毛（栗・菌・年魚の類）を献じたとある。応神記には国主らが太贄を献る時に詠んだという歌が伝承される。また『新撰姓氏録』大和国神別、国栖には、允恭朝の乙未年中の七節に御贄を奉り、神態を仕奉して以来、今に至るまで続いているとある。吉野の国栖が古くから朝廷に御贄を貢上し、歌舞などの芸能を奉仕したことを伝えている。

延喜宮内式には、諸節会では吉野国栖が御贄を献じ、歌笛を奏し（国栖二人、笛工五人）、十一月新嘗会に禄を給うとみえ、踐祚大嘗祭式には、卯日神事の際に宮内官人が吉野国栖二人、檜笛工二人を率い、朝堂院東腋門より入って、位に就き古風を奏したという。吉野の国栖は朝廷の節会に御贄を献上し、歌を詠み笛を吹く芸能を奉仕し、大嘗祭でも古風を奏上したことがわかる。応神紀の記述から、国栖の御贄とは吉野の栗・菌・年魚など山川の産物であったことがうかがえ、また芸能の様子についても想像を巡らすことができる。

この国栖の奉仕については、大海人皇子が吉野宮へ退去

したときに、近くに住んでいた国栖が生活を援助したとの想定から、天武の吉野隠棲時の奉仕がその起源であるとする説がある^⑤。ただし、記紀や『新撰姓氏録』の所伝を全面的に否定しない限り、朝廷と国栖との接触は大化前代に遡る可能性が高く、かりに大海人皇子の吉野退去時に国栖が奉仕したとしても、それは長い交流史のなかの一齣にすぎないということになる。

それよりも、朝廷と国栖が何年かにわたって交流し、国栖が定期的に奉仕したことが想定できるのは、持統の吉野行幸時である。持統の吉野行幸が節日を含む日程で行われたことは前述した通りである。『万葉集』卷一、三八番の柿本人麻呂の吉野従駕歌に、

……やまつみの 奉る御調と 春へには 花かざし持
ち 秋立てば 黄葉かざせり 行き沿ふ 川の神も
大御食に 仕へ奉ると 上つ瀬に 鵜川を立ち 下つ
瀬に 小網さし渡す 山川も 依りて仕ふる 神の御
代かも

とあり、三九番にも「山川も依りて仕ふる神の御代かも」と詠まれていることは有名である。吉野の山の神が花と紅葉で山を彩り、川の神は鮎や川魚を大御食として差し出すと詠まれるが、川の神の大御食奉仕は明らかに国栖の御贄献上を示すもので、また、国栖が貢上した栗や菌は山の神

の御調であるともみなしうる。つまり、人麻呂歌の内容から、持統の吉野行幸時に国栖の奉仕があったことが読み取れるのである。

神々が奉仕する絶対的な神としての持統を讃美する人麻呂の吉野従駕歌^⑮は、左注から持統三年正月・八月、同四年二月・五月、同五年正月・四月のいずれかの行幸時に詠まれたものと推定されるが、廣岡義隆氏は中国では競渡は五月五日の行事であつたこと（『荆楚歲時記』）から、吉野川での競渡を詠み込んだ三六番歌は持統四年五月五日の作であるとみた^⑯。持統の吉野行幸は五月五日、正月十六日、七月七日など節日を含む日程でしばしば行われたから、こうした節日の饗宴に国栖が奉仕したことが想定できるのである。朝廷が吉野の国栖と接触し、何らかの奉仕を受けることは、大化前代に遡るであろうが、毎年の節宴に国栖が御贄を献上し、歌笛を披露するようになるのは、持統の吉野行幸時の奉仕を起源とすると考えられるのである。

それでは、持統は何のために三一回も吉野宮に行幸したのであろうか。行幸の理由については、古くからさまざまな議論が行われてきたが、遠藤宏氏は一九六九年の段階で研究史を次の六説にまとめている^⑰。

- ① 吉野の景勝を賞し、宴樂に興ずるという遊覧のため。
- ② 付近の丹生河上社に風雨の順調を祈願するため。

③ 吉野の清らかな水によって禊をするため。

④ 思い出の地吉野で亡夫天武を回想・追憶するため。

⑤ 人間性の回復・蘇生をはかるため。

⑥ 天武以来の聖地で、皇室・国家の安泰を祈るため。

遠藤氏はこのうち①説については「単純すぎる」、③説については時代的・政治的・人間的位置づけからの考察に欠けると批判し、②説については、行幸の前後に祈雨の記事が多く見られるのは、逆に祈雨は行幸と無関係であることを示すという批判があることを紹介している。その一方で、⑤説は「各条件が有機的に結びつけられたすぐれた論」であると肯定的に評価している。

その後の研究では④説や⑤説が継承されているが、新たに政治的理由を重視する説が出されたほか、さらに多様な説が唱えられている^⑱。政治的理由を重視する説とは以下のようなものである。神堀忍氏は吉野の地は天武朝の聖地であり原点であつたことから、度重なる吉野行幸によって、壬申の乱平定後の絶対者としての立場を確認しつつ、行政・司法制度の整備をはかる必要があつたとする^⑲。伊藤芳子氏は軽皇子の皇位継承のためにも、自身の権威のために、天武の幻を留める吉野への行幸を繰り返し述べた^⑳。金井清一氏は亡き天武の権威を再確認する殯宮儀礼の延長線上に吉野行幸を捉え、度重なる吉野行幸は壬申の乱の意

義を強調する性格のものであったと論じている。⁽²³⁾

こうした政治的理由説への賛同は多く、多田一臣氏は草壁死後の持統の王権はきわめて不安定だったため、王権の始原の聖地たる吉野に回帰し、不安定な王権を活性化しようとしたと論じ、菅野雅雄氏は柿本人麻呂の吉野讃歌が天皇讚美に終始していることから、吉野行幸は持統朝の政治的要請に基づいたもので、繰り返し吉野の地に行幸して、律令官人に天武の偉業を説き、忠誠を誓わせたと考えた。⁽²⁴⁾ また亀田隆之氏は、天武一族にとって王権確立の原点に立ち返ることにより、その確立を回顧し、皇位継承を確認する意味をもったとみる。⁽²⁵⁾

以上のような政治的理由を重視する説については、私もこれに共感を覚えるものである。天武の死に次ぐ草壁の死は皇位継承者問題を再燃させたであろう。吉野の盟約に参加した諸皇子、とりわけ高市・河嶋両皇子が後継に立つ可能性は十分にあったといわねばならない。しかし、持統は自身が称制・即位したのちに、草壁遺児の軽王に皇位を受け渡す方策を選んだ。この時点で「篡奪王権」たる天武・持統政権の正統性には大きな疑義が生じたのであろう。持統は自身の即位と軽王への皇位継承につき、官人たちの理解を得るために、王権の正統性を確認した吉野への行幸を繰り返し、天皇の絶対性を演出する必要があったのである。

三 臨時叙位と吉野行幸

ただし、王権側からみたそうした思惑とは別に、官人側の認識を考える必要がある。官人側からみた場合、何らかの恩恵が得られなければ、度重なる吉野行幸に積極的に行するとは思えないからである。これまでの議論には、官人側からみた行幸の意味を問う視点が欠けていたのではないか。そこで注目すべきは、持統五年七月三日から十二日までの吉野行幸である。この間の七月七日条に、

公卿に宴す。仍りて朝服を賜ふ。

とあり、七月七日に節宴が催され、朝服が賜与されたことを伝えている。これは持統の吉野行幸中に吉野宮で行われた行事を唯一書き記したものととして貴重である。それでは、節宴で朝服を賜与するとは何を意味するのか。

持統三年から六年までの正月七日節宴では、飛鳥浄御原宮の内裏で公卿を宴し、袍袴（衣裳）を賜与している。持統四年四月には朝服の色が改定された。こうした史料をもとに大津透氏は、持統朝には節日の饗宴における衣服賜与が恒常化し、服制改革を実現させようとい意図したと論じている。⁽²⁶⁾ ただし、袍袴（衣裳）ではなく、朝服を賜与したと明記することに注意したい。朝服とは朝廷の公事（儀式・政務）に有位者が着用した衣服をさす（大宝令ではさらに

五位以上官人が大祀・大嘗・元日に着用する礼服が定められた。天武十一年三月に衣冠が停止され、同年六月に黒一色の漆紗冠が採用された結果、官人の位階は朝服の上着の色で表示されることとなった。天武十四年七月に朝服の色が改定され、十二月には鸕野皇后の命で王卿ら五五人に朝服各一具が賜与された。その後、持統四年四月にはまた朝服の色が改定され、七月一日に公卿・百寮人らがはじめて新朝服を着用した。七月七日には有位者は家内で朝服を着用し、開門以前に参上することが定められた。天武・持統朝において朝服は有位者が公務で着用し、その位階を表示する唯一の標識となったのである。

この朝服を節宴で天皇から賜与されるということは、位階を授与されたことと同意である可能性がある。平安時代初期の儀式書である『内裏儀式』『内裏式』の正月七日(宴)会式には、通常の官人の叙位儀礼とともに外国使客の叙位儀礼が定められている。七日(宴)会に参列した外国使客には告身(位記)とともに縫殿寮から朝服が賜与された。使客はいったん儀場から退出して、国服から朝服に着換えたのち、再び参入して列立した。百官人に位記が支給されるようになるのは大宝令成立後のことであるから、それ以前の叙位儀礼では、叙人に衣服(朝服)を手渡すことがその中核を占めたと考えられる。したがって、持統五

年七月七日に吉野宮で行われた節宴で公卿が朝服を賜与されたのは、公卿に新たな位階が与えられたことを意味するとみてよいことになる。持統の吉野行幸時にはこうした臨時の叙位儀礼がたびたび行われたのではないか。

天武朝から持統朝にかけては律令制的な官僚制度が整備されていったが、その根幹をなすのは官位相当制と成選叙位制の成立である。以下、野村忠夫・青木和夫両氏の研究^{②③}によつて要説したい。官位相当制は持統三年六月に諸司に頒賜された淨御原令で採用されたと考えられる。成選叙位制のはじまりは天武七年十月二十六日詔で、このときに内外文武官の史以上が勤務評定の優劣により毎年位階を進められる考選法が成立し、これが淨御原令の考仕令に受け継がれた。しかし、官位相当制のもとで毎年進階制が実施されると、官人は毎年新たな位階に相当する官に移らねばならないから、転任が頻繁となり、政務の遂行に支障が出る。この弊害を改善するために、持統四年四月十四日詔で、有位者は六年、無位者は七年を選限とする新たな考選法が施行された。これ以後、有位者は六年、無位者は七年ごとに、勤務評定により一斉に位階を進められることとなった。持統十一年四月四日条に、

満選者に淨位より直位に至るまでを授くこと、各差有り。

とあるのは、持統四年から同十年まで六年間の勤務評定を踏まえて、翌十一年四月に有位者の成選叙位が行われたことを示すものである^①。

六年・七年ごとの成選叙位制が導入された当座は、六年・七年ごとに大量の一斉叙位が行われることになるが、官人の死亡や脱落、新官人の参入のほか、臨時の別勅による叙位があれば、一斉叙位を分散させることは可能になる。そして何よりも、毎年進階の可能性があった官人は持統四年四月以降、六年・七年ごとの進階になったことに大きな不満をもったはずである。この不満を解消するためには、別勅による臨時叙位を増やすことが急務となろう。そしてこのために行われたのが頻繁な吉野行幸であつたと思われる。節宴は宮内でもたびたび行われたから、宴集と賜祿だけなら行幸する必要はないが、京外への行幸の場合、行先での叙位・賜祿が不可欠の行事とされたので、臨時叙位の機会を増やすために、吉野行幸が行われたと考えられるのである。

そうした眼で持統の吉野行幸をながめると、持統三年正月から翌年二月までは約半年に一回の行幸であつたが、持統四年五月以降、約三カ月に一回と行幸の頻度が高まつていることがわかる。持統四年四月に六年・七年ごとの成選叙位制が導入されたため、成選年以外の臨時叙位を増やす

ために、四月以降、吉野行幸の回数が急速に増えるのであろう。持統在位中で最後の吉野行幸は持統十一年四月七日の出発であつたが、この三日前に一斉の成選叙位が行われている。そして、四ヵ月後の八月に持統は軽王に譲位した。持統が頻繁に吉野宮へ行幸したのは、持統四年五月から同十一年四月までであつたが、この期間はまさに持統四年四月の成選叙位制の改定後、次の成選一斉叙位までの期間に相当する。持統はこの期間に吉野行幸を繰り返して、別勅による臨時叙位の機会を増やし、官人の不満を和らげるとともに、次回の成選叙位における叙人の集中を回避しようとしたのであろう。

以上を要するに、持統の頻繁な吉野行幸は、天武と草壁の死後、称制・即位した持統が、草壁遺児の軽王への皇位継承につき、官人たち（とくに天智皇子の河嶋・芝基皇子）の理解を得るため、「篡奪王権」の正統性を確認した吉野宮へ行幸し、天武系天皇の絶対性を演出するためであつたと思われる。持統四年以降、一年に三度から五度も吉野へ行幸したのは、持統四年四月の成選叙位制の改定により、成選叙位の機会が毎年一回から六年・七年に一回となつたことが背景にある。吉野宮において別勅による臨時叙位の機会を増やすことで、官人の不満を緩和させようとしたのであろう。持統は天武系皇統の維持・発展と成選叙位

制の円滑な移行のために頻繁に吉野へ出かけたと考えられる。

四 宮滝遺跡と吉野宮

奈良県吉野町宮滝に位置する宮滝遺跡は縄文時代から平安時代に至る複合遺跡である。一九三〇年から一九三八年まで奈良県による発掘調査が行われ、これを担当した末永雅雄氏によって、飛鳥京跡に類似した敷石遺構が発見された。^③その後、一九七五年の第二次調査以降、最近まで七〇次に及ぶ調査が続けられている。前園実知雄氏のまとめによると、宮滝集落の南に東西に通る旧道を境に、南は一段低くなり、吉野川河岸へ続くが、そこに八世紀前半の敷石と建物群の遺構が存在する。これは元正・聖武天皇が造営した芳野離宮で、芳野監の役所機能も兼ね備えていたとみる。これに対して、旧道から北には七世紀中頃から後半に至る苑池・柵列・小建物などの遺構が存在するので、主要な建物は未検出であるが、これらが斉明朝から持統朝に至る吉野宮に相当するものと考えられてきた。^④

二〇一五年からは宮滝遺跡の整備事業に伴う調査が開始された。二〇一八年の第六九次調査では、第四次調査で一部が検出されていた掘立柱建物の西半分を発掘し、それが九間（二三・七m）×五間（九・六m）の規模をもつ東

西棟の大型四面庇建物（SB四一〇一）であることが判明した。柱掘方には最大で七時期の重複関係が認められるので、上層の建物は奈良時代前半のものであるが、先行する建物の存在が推定できる。^⑤二〇一九年の第七〇次調査では、SB四一〇一の北に後殿（SB七〇〇二）、南面東西に脇殿二棟（SB三六〇二・SB七〇〇二）が存在し、掘立柱塀が南北に延びることが確認された。これにより、宮滝遺跡の建物群が大型の正殿（SB四一〇一）を中心に東西対称に配置されることが判明した（以上、図1参照）。これは離宮の建物配置としてふさわしいものである。遺構からは奈良時代前半の軒瓦が少量出土しているので、上層の内裏的建物は元正・聖武朝の芳野離宮に比定できるが、それぞれの遺構には切り合い関係が認められるので、より古い時代の遺構が存在し、造営時期は奈良時代前半以前に遡る可能性があるとされた。^⑥

以上、近年に至る宮滝遺跡の調査成果を紹介してきた。天武・持統朝の吉野宮については、旧道の北に位置するとされ、その主要な遺構は未検出と考えられてきたが、最近の発掘成果を参照すると、旧道の南に位置する敷石・建物群の遺構が奈良時代前半以前に遡及する可能性が指摘されている。斉明天皇の造営以来、吉野宮は一貫して旧道の南に位置しており、何度も建て替えられたのちに、元正・聖

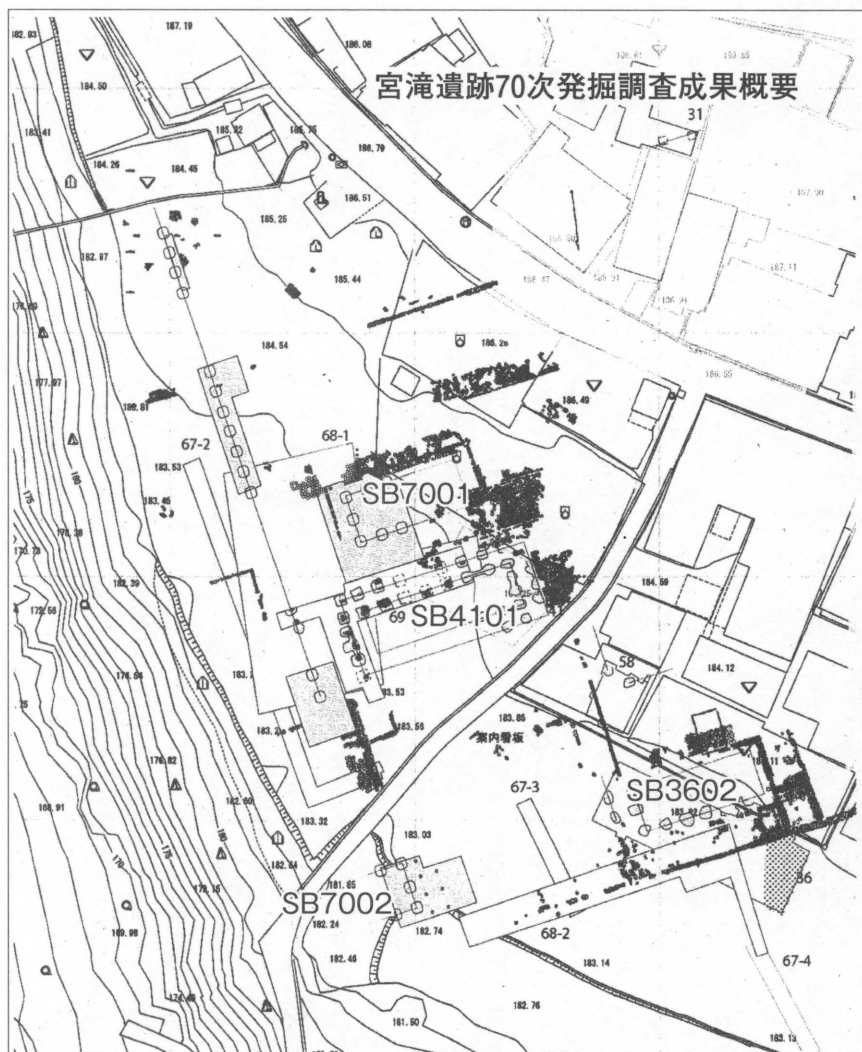


図1 宮滝遺跡遺構図（第70次発掘調査成果概要）
吉野町教育委員会作成図に加筆

武朝に至ったと考える余地も出てきたことになる。

「吉野川 たぎつ河内に 高殿を 高知りまして」と詠む人麻呂歌（三八番）の表現からも、吉野宮は吉野川の岸近くに営まれたことが推定できるが、旧道から南に位置する宮滝遺跡の敷石・建物群の遺構は、まさにそうした立地にふさわしいところにある。かつて末永雅雄氏は宮滝遺跡の敷石と溝の構築法が飛鳥京跡の場合と類似することに着目していたが、この点からみても、宮滝遺跡の敷石遺構が、飛鳥時代に遡る可能性は少なくないといえよう。

元正天皇の芳野宮行幸は養老七年（七二三）五月の一度、聖武天皇の芳野宮行幸は神亀元年（七二四）三月と天平八年（七三六）六月の二度だけで、これを最後に吉野宮への行幸は途絶える。一度や二度の行幸のためだけに元正や聖武が新たに大規模な吉野宮を造営するとは考えにくい。それとは逆に、三一回に及ぶ持統の吉野行幸では相当な設備が整えられたことが想像できる。⁽³⁸⁾こうした事実も、宮滝遺跡の敷石・建物群の遺構が天武・持統朝の吉野宮に遡る可能性を高めるものである。今後の調査の進展をさらに注意深く見守ってゆきたい。

おわりに

壬申の乱によって近江朝廷から政権を奪取した天武は、

「篡奪者」としてのイメージを払拭し、乱後の新秩序をアピールする必要に迫られた。天武八年の吉野宮行幸と吉野盟約はそのために実施されたものである。五月五日には節宴を催して舞を披露させ、天下平定後の君臣祖子のあり方を示した。翌日の六日には六皇子らとともに盟約を行い、とくに天智系の河嶋皇子らに草壁皇子の皇位継承権を認めさせるとともに、天武政権に協力することを誓約させた。

こうして吉野宮は天武政権がその正統性を確認するために必要な聖地となった。天武・草壁の死後、政権の正統性に疑義が生じるようになると、持統は自身の即位と草壁遺児の軽王への皇位継承に官人たちの理解を求めるため、吉野宮への行幸を繰り返した。行幸の日程には節日のほか、吉野遷居・挙兵日など壬申の乱に関わる重要な日次を含み込むように工夫が加えられ、万葉歌人たちを動員して、天武系天皇の絶対性を歌い上げるよう演出が行われた。

ただし、持統の度重なる吉野行幸の背景には成選叙位方式の変更があったようである。持統四年四月の改定により、成選叙位の機会が毎年一回から六年・七年に一回になると、官人たちは大きな不満をもったことであろう。京外への行幸では別勅による臨時叙位が行いえたから、持統は頻繁に吉野宮へ出かけることで臨時叙位の機会を増やし、官人の不満を和らげるとともに、持統十一年の成選叙位に叙人が

集中することを避けようとしたと考えられる。

持統十一年四月に一斉の成選叙位が行われ、八月に軽王が即位して文武天皇となると、持統の目的はいずれも達成されることになった。もはや吉野宮に頻繁に行幸する意味は薄れたのであろう、譲位後の持統上皇名での吉野行幸は大宝元年六月～七月の一度だけであつた。この最後の吉野行幸には七月七日の節日が含み込まれている。この日には、吉野宮に持統上皇以下、王臣が顔を揃え、長年にわたる労苦をねぎらう節宴がもたれたことであらう。

和銅三年（七一〇）に平城遷都が行われると、吉野宮は首都からみて遠隔地になった。天武系王統が定着したこともあり、吉野宮への行幸は激減する。吉野宮へ二回出かけた聖武天皇は、やがて難波宮や^{みのは}甕原離宮へと関心を移す。とくに木津川に沿う甕原離宮は立地の点で吉野宮とよく似た行幸先であつた。天平十二年（七四〇）に聖武は甕原離宮にほど近い恭仁宮へ遷都し、その後、紫香樂宮・難波宮へと首都を移した。万葉歌人たちが行幸で奉仕する場も、吉野宮から恭仁宮・難波宮へと変化していったのである。

注

(1) 明日香村教育委員会『酒船石遺跡発掘調査報告書』本文編（二〇〇六年）一五五～一九二頁。

(2) 吉川真司「近江京・平安京と山科」（上原真人編『皇

太後の山寺』柳原出版、二〇〇七年）五八～五九頁。

(3) 寺西貞弘「鷗野皇女と吉野の盟約」（『古代天皇制史論』創元社、一九八八年）一五二～一五四頁、大平聡

「吉野盟約の意味」（『キリスト教文化研究所研究年報』四八、二〇一五年）三五～三六頁。

(4) 北山茂夫「持統天皇論」（『日本古代政治史の研究』岩

波書店、一九五九年）一三八頁、横田健一「懷風藻」

所載大友皇子伝考」（『白鳳天平の世界』創元社、一九七三年）二二九頁、直木孝次郎「持統天皇」（吉川弘文館、

一九六〇年）一六八頁、伊藤芳子「吉野宮の歴史的意義——持統朝を中心として」（『大妻国文』一二、一九八一年）二四～二六頁、多田一臣「王権の神話——天皇と吉

野」（『天皇制の原像』至文堂、一九八九年）二六二頁、菅野雅雄「持統天皇吉野行幸の目的」（『中京大学文学部

紀要』二七―二、一九九二年）一一六頁、水谷千秋「吉

野盟約と天智系皇族」（『日本書紀研究』二一冊、塙書房、

一九九七年）三三七～三四二頁、松尾光「持統天皇の吉

野行幸の狙い」（『万葉集とその時代』笠間書院、二〇〇九年）七五頁、義江明子『天武天皇と持統天皇』（山川

出版社、二〇一四年）七六頁。

(5) 瀧浪貞子『女性天皇』（集英社、二〇〇四年）七二～

七三頁、同『持統天皇』（中央公論新社、二〇一九年）

一六六～一六七頁。

(6) 水谷千秋注（4）論文三四二頁。

- (7) 青木和夫「日本書紀考証三題」(『日本律令国家論攷』岩波書店、一九九二年)、寺西貞弘「天武天皇所生皇子生年考証」(『古代天皇制史論』創元社、一九八八年)。
- (8) 廣岡義隆「持統四年の競舟—吉野讃歌考—」(『美夫君志』二五、一九八一年)二五—二六頁。
- (9) 本居宣長『統紀歷朝詔詞解』(『本居宣長全集』七、筑摩書房、一九七一年)二六二—二六三頁、同『古事記伝』卷四一(『本居宣長全集』一二、一九七四年)二八四頁。
- (10) 三橋健「五節舞起源伝説考」(『国学院雑誌』九一—七、一九九〇年)八七頁、阿久沢武史「五節舞の由来—琴歌譜歌謡考—」(『三田国文』一七、一九九二年)六頁。
- (11) 丸山裕美子『日本古代の医療制度』(名著出版会、一九九八年)一九二—一九三頁、二四一頁。
- (12) 西本昌弘「七世紀の王宮と政務・儀礼」(『日本古代の王宮と儀礼』塙書房、二〇〇八年)二二—二二頁。
- (13) 青山茂「持統女帝の吉野行幸へのこだわり」(『明日香風』一四、一九八五年)八五頁。
- (14) 和田萃「持統女帝の吉野宮行幸」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』下、塙書房、一九九五年)一六七—一六九頁。
- (15) 吉井巖「国巢と国巢奏」(『天皇の系譜と神話』三、塙書房、一九九二年)二七五頁、菅野雅雄注(4)論文一〇八頁、和田萃「吉野の国栖と王権・国家」(『歴史評論』五九七、二〇〇〇年)二三頁。
- (16) 辰巳正明「人麻呂の吉野讃歌と中国遊覧詩」(『万葉集と中国文学』笠間書院、一九八七年)一二—一二三頁、遠山一郎「吉野における持統天皇の造形」(『天皇神話の形成と万葉集』塙書房、一九九八年)。
- (17) 廣岡義隆「持統四年の競舟—吉野讃歌考—」(『美夫君志』二五、一九八一年)二四—二六頁。
- (18) 遠藤宏「持統帝吉野行幸の動機」(『講座日本文学の争点』一、上代編、明治書院、一九六九年)。
- (19) 釜田喜三郎「持統伊勢參宮論」(『甲南国文』二五、一九七八年)は⑤説、宮坂敏和「芳野離宮と宮滝遺跡」(『吉野—その歴史と伝承—』名著出版、一九九〇年)は④説をとる。麦谷貴子「持統天皇吉野行幸の意義」(『立教大学日本文学』七二、一九九四年)は⑤説に賛同しつつ、政治的理由説を支持し、瀧浪貞子注(5)『女性天皇』および「持統天皇」は④説と⑤説に立つ。
- (20) 川口常孝「持統女帝の吉野行幸」(『帝京大学文学部紀要』二—一、一九七一年)は浄土信仰による仏道精進のため、加藤静雄「持統女帝における吉野」(『同朋大学論叢』四四・四五、一九八一年)は天照大神に連なる古代性を実現させるため、高橋徹ほか「吉野・宮滝」(『日本の道教遺跡』朝日新聞社、一九八七年)は道教思想に基づく祭の儀式を行うため、吉野裕子「持統天皇」(人文書院、一九八七年)は不老長生の水を呪術によって吉野に求めるため、尾畑喜一郎「持統天皇と吉野世界」(『万葉の歌と環境』笠間書院、一九九六年)は国見によ

って豊穰靈を身につけるため、宮澤和穂「持統天皇と吉野の盟約」〔『東アジアの古代文化』一二二、二〇〇五年〕は大津皇子の崇りと神々の天罰を鎮魂・除災するため、松尾光注（４）論文は軽王への皇位継承のため信頼できる人材を探し出すため、小笠原好彦「吉野宮跡（宮滝遺跡）」〔『検証 奈良の古代遺跡』吉川弘文館、二〇一九年〕は吉野宮の温泉に入浴するため、などと論じている。

- (21) 神堀忍「持統天皇の吉野行幸」〔『講座飛鳥の歴史と文学』一、駸々堂、一九八〇年〕一三三―一四〇頁。

- (22) 伊藤芳子注（４）論文二六―三五頁。

- (23) 金井清一「持統天皇の吉野行幸と藤原不比等」〔『万葉詩史の論』笠間書院、一九八四年〕三〇四―三一六頁。

- (24) 多田一臣注（４）論文二六―二六三頁。

- (25) 菅野雅雄注（４）論文一〇一―一二二頁。

- (26) 亀田隆之「皇位継承の古代史」〔吉川弘文館、一九九六年〕一三二頁。

- (27) 大津透「節祿の成立」〔『古代の天皇制』岩波書店、一九九九年〕一九五―一九六頁。

- (28) 関根真隆「奈良朝服飾の研究」本文編〔吉川弘文館、一九七四年〕六四頁、武田佐知子「日本衣服令の特質」〔『古代国家の形成と衣服制』吉川弘文館、一九八四年〕三一一―三三四頁。

- (29) 西本昌弘「孝謙天皇詔勅草」と八世紀の叙位儀礼〔『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年〕四

二六―四二七頁。

- (30) 野村忠夫「天武・持統朝の官人法」〔『律令官人制の研究』増訂版、吉川弘文館、一九七〇年〕三一―一六頁、青木和夫「浄御原令と古代官僚制」〔『日本律令国家論攷』岩波書店、一九九二年〕八七―九二頁。

- (31) 野村忠夫注（30）論文一四頁。

- (32) 鈴木景二「日本古代の行幸」〔『ヒストリア』一二五、一九八九年〕三二―三三頁、三七―三八頁。

- (33) 末永雅雄「飛鳥と宮滝」〔『末永雅雄著作集』三、雄山閣、一九九一年〕。

- (34) 前園実知雄「解題」〔『宮瀧の遺跡』木耳社、一九八六年〕二八九―二九四頁、榎原考古学研究所『宮滝遺跡』遺構編（一九九六年）一三〇―一三五頁、前園実知雄「吉野宮と宮滝遺跡」〔奈良・大和の古代遺跡を掘る』学生社、二〇〇四年〕五七―六四頁、同「壬申の乱で表舞台に出た吉野宮」〔吉野 仙境の歴史』文英堂、二〇〇四年〕一六―一二七頁。

- (35) 吉野町・奈良県立橿原考古学研究所「宮滝遺跡第六九次発掘調査記者発表資料」（二〇一八年五月十五日）。

- (36) 吉野町・奈良県立橿原考古学研究所「宮滝遺跡第七〇次発掘調査記者発表資料」（二〇一九年七月十九日）。

- (37) 末永雅雄注（33）論文一〇五頁、一一三頁。

- (38) 尾山篤二郎「持統天皇の吉野離宮」〔『国語と国文学』三三―三、一九五六年〕一三頁。